文化財ワーキンググループ論点についての御意見

[新たな「文化芸術立国」の時代に対応した文化財行政の展開

について]

新鮮なフレーズである。

I 新たな時代の中で「文化財」が「文化力」構築に果たす役割

- ・我が国は、世界に先駆け文化財保護法を制定し、保護と人材の育成を進めてきており、文化財がよく残っていることを強くアピールすべき。
- ・我が国の文化は多元的な構造を持っており、それを誇りとすべき。
- ・文化は国づくりの基本である。
- ・新しい文化財・文化に対する流れを作るためには、文化財・文化による経済 効果、国際社会への貢献等を具体的に説明できるようにすることが必要。
- ・観光立国と合わせて文化芸術立国につなげ、更にそれを支える文化省を設置することを求めるぐらいの姿勢が必要。
- ・データにおいては、国民の文化に関する関心は高いが、現実の応援との間に はギャップがある。世の中の目を文化に向けさせるための方策について検討す ることが重要。
- ・文化財はナショナルアイデンティティの根源であり、その保護を充実すべき。
- ・文化で国を興していくという強い姿勢が必要。
- ・文化財や文化には、いい意味での無駄やゆとりが必要。
- ・「文化財」というと物を中心にしたイメージだが、「遺産」という言葉は、 先人から後の世代に引き渡していくというポジティブなイメージがある。
- ・文化財は地域振興、観光振興、経済発展にも資するものである。

Ⅱ 文化財のもつ潜在力を一層引き出すための文化財行政への展開

- 1.「文化力」の発信のための文化財の公開・活用の在り方
- ●文化財の公開、活用を促進するための方策について
- ○公開、活用の在り方
 - ・欧州で行われている、普段は非公開の文化財を一斉に公開する「文化遺産の 日」のようなものを日本でも実施してはどうか。
 - ・地域の歴史や文化財を知るために文字資料は重要な役割を果たす。また、古文書講座などで、市民が自ら地域の史料を読み、知ることも、市民参加の一つの在り方。
- ○公開、活用促進のための安全性の確保
- ○文化財の魅力の再発見を促す展示機能等の充実

●地域の活性化を促す文化財の活用について

- ○地域の活性化に資する文化財の魅力の再構築、発信
 - ・地域振興、地域の活性化には文化財の活用が有効。
 - ・地域づくりで文化財を活用すべき。
 - ・点としての文化財でなく、線で結んだネットワークとして考えることが必要。
 - ・核となる文化財のみならず、その周辺も含めて考える歴史文化基本構想を打ち出しモデル事業を実施しているが、更なる展開も必要。
 - ・地域の歴史や文化財を知るために文字資料は重要な役割を果たす。また、古文書講座などで、市民が自ら地域の史料を読み、知ることも、市民参加の一つの在り方。(再掲)
 - ・文化財を所与のもののみで理解するのでなく、文化財全体の把握について検 計することも必要。
 - ・地域と芸術家等を結びつける地域におけるアートマネジメントのリーダーが 地域づくりの成功の鍵で、文化財を生かした地域づくりを進める上でも、この ような活動の核となる人が重要になる。また、そのような人への支援も必要。

2. 文化財を将来の世代に持続的に継承するための適切な保存の取組

- ●適切な保存のための取組の充実について(新規)
- ○文化財の適切な保存のための取組の充実
 - ・「文化財」として認識するには、その分野の全体像を先ず把握することが重要。
 - ・文化財の全体像の把握には精粗がある。
 - ・文字資料は、文化財として歴史・文化認識の基礎資料となるものであるが、 全てが所与の文化財として把握されている訳ではない。
 - ・優品主義、厳選主義ではなく、国の役割として文化財の範囲をもう少し広げることができるのではないか。
 - ・韓国の文化財保護法においては、文化財の周辺も含め規制をかけており、日本においても、文化財そのもののみならず、その周辺のバッファーゾーンの保護についても検討が必要。
 - ・バッファーゾーンについては、都市計画部局においてもまちなみ保存の動き 等も出てきており、文化庁も連動して取組を進めることが必要。
 - ・「文化財」というと物を中心にしたイメージだが、「遺産」という言葉は、 先人から後の世代に引き渡していくというポジティブなイメージがある。(再 掲)
 - ・登録制度が充実し、地方で簡単に申請できるようになれば救える文化財もある。

●文化財の計画的な保存修理、防災対策の実施について

○長期にわたる修理計画の立案、計画的な整備の実施方策

- ・「文化財」として認識するには、その分野の全体像を先ず把握することが重要。(再掲)
- ・文化財の全体像の把握には精粗がある。(再掲)
- ○周辺を含めた広域的な防災体制の構築
- ○原材料の確保
 - ・三味線の皮も台湾からの輸入であり、市場がないので代替となる新素材の研究も進んでいないという問題がある。

●文化財について理解を深めるための方策について

- ○子どもの頃から文化財に親しむ機会の充実
 - ・子どもたちにどれほど関心を持ってもらえるかが重要。
 - ・子どもの頃からの教育が重要。文化財教育を進める具体的方策を考えること が必要。
 - ・文化に関する教育は、子どもの持っている個性を伸ばすのに重要。
 - ・インドの楽器の演者は、楽器の演奏を胎教として取り入れているように、小 さな頃から文化芸術に親しむことが重要。
 - ・学校教育では邦楽が教えられなくなり、担い手の層が極めて薄くなっている ことが問題。学校教育を通じて底辺を拡大することが必要。
 - ・学校教育で邦楽を扱うようになるなどの学習指導要領の記述も充実されてきているので、伝統芸能の各団体も、学校教育を積極的に支援していくことが必要。その際、学校と実演家・団体を仲介し、コーディネートする者が重要。
- ○文化財の保護に関する理解の増進、支える仕組の構築
 - ・欧州で行われている通常非公開の文化財を一斉に公開する「文化遺産の日」 のようなものを日本でも実施してはどうか。(再掲)
 - ・登録制度を広げるなどにより、頂点だけでなく、もっと裾野を拡大し、文化 財を国民に身近なものとし、応援団をつくることが必要。
 - ・市民参加やNPO等が自発的に登録できるようになれば裾野が広がり、文化 財に対する理解に繋がるのではないか。
 - ・地域の文化財が自分達の生活に結びついていることを示すことが必要。
 - ・二条城の一口城主のような取組も注目すべき。
 - ・寄附の奨励を図っていくことが必要。
 - ・金銭的な寄附のみならず、労力や資材の提供などを含めた貢献の在り方がないか。
 - ・民間の資金や活力を導入しやすい制度ができないか検討が必要。
 - ・拝観料等が文化財を守るための経費であることを認識してもらうなど、国民 に、自分も文化財を支えているという実感を持ってもらうことは重要。
- 3. 無形の文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者等の養成
- ●伝承者養成の在り方について

- ○無形の文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者養成の方策
 - ・優品主義、厳選主義ではなく、国の役割として文化財の範囲をもう少し広げることができるのではないか。(再掲)
 - ・登録文化財制度などを活用し、拡大された対象・文化財について修復等を行うことで、保存修復技術も研鑽、伝承されるといった形での文化財の保護を図る方策を考えるべき。
 - ・無形の文化財についても登録制度ようなものを考え、頂点だけでなく裾野を 拡大する取組を検討することが必要。
 - ・無形文化財については、更に危機的な状況になっている。重点的に手だてを打つべき。底辺の拡大が必要。
 - ・裾野あっての頂点、頂点あっての裾野であり、双方とも大切である。
 - ・文楽については、世襲制を取っていないので国立劇場の研修生の制度がなければ廃れてしまっている。

●担い手の裾野の拡大方策について

- ○教育、研究機関等との連携の方策
 - ・学校教育では邦楽が教えられなくなり、担い手の層が極めて薄くなっている ことが問題。学校教育を通じて底辺を拡大することが必要。(再掲)
 - ・学校教育で邦楽を扱うようになるなどの学習指導要領の記述も充実されてきているので、伝統芸能の各団体も、学校教育を積極的に支援していくことが必要。その際、学校と実演家・団体を仲介し、コーディネートする者が重要。(再掲)
 - ・国民文化祭、全国高等学校総合文化祭は、学校での取組を後押しする意味でも非常に有効な取組。
- ○無形の文化財や文化財を支える技術・技能の価値の浸透を図るための方策
 - ・無形の文化財についても登録制度ようなものを考え、頂点だけでなく裾野を 拡大する取組を検討することが必要。(再掲)
 - ・国民文化祭、全国高等学校総合文化祭については、その取組は重要であり、もっと支援ができないか。
 - ・文化に貢献した人の顕彰制度の拡充も有効。

4. 文化財を通じた国際協力・交流の推進

- ●文化財保護の国際協力の推進について(新規)
- ○国際協力の推進
 - ・現地で、在外日本資料を修理・修復を行うことのできる人材を育成する形で の国際研修等の充実を図ることが必要。
 - ・文化財の国際協力においては、実際の修復作業等を通じ人材を育成すること が重要。
 - ・国際協力においても、文化は経済開発等にも役立つものとして積極的に打ち

出し、外務省などと協力することが必要。

- ・国際協力については、日本の貢献について、現地での効果的なアピールの仕 方等も考慮することが必要。
- ・文化財修復の技術者はプロジェクト毎の離散を繰り返しており、人材も離散しやすい。人材バンクなどの整備や JICA や在外公館に常時そうした人を配置するなどの工夫を検討すべき。
- ○文化財保護の国際協力に係る人材の育成
- ●文化財を通じた国際交流の推進について
- ○国際発信の強化のための方策
 - ・日本の伝統芸能の海外への紹介の助成が減額となり困っている。
 - ・中国との国際交流を更に進めていくべき。

- ○国の役割等
 - ・文化財のための公的支援が必要という国民の理解は深い。
 - ・文化財保護行政における他省庁との協力を更に推進することが必要。
 - ・国の文化予算の拡充が必要
 - ・優品主義、厳選主義ではなく、国の役割として文化財の範囲をもう少し広げることができるのではないか。(再掲)
 - ・韓国の文化財保護法においては、文化財の周辺も含め規制をかけており、日本においても、文化財そのもののみならず、その周辺のバッファーゾーンの保護についても検討が必要。(再掲)
 - ・バッファーゾーンについては、都市計画部局においてもまちなみ保存の動き等も出てきており、文化庁も連動して取組を進めることが必要。(再掲)
 - ・民間の資金や活力を導入しやすい制度ができないか検討が必要。(再掲)
- ○国、地方の役割等
 - ・文化・芸術を守るのは国の責務、その活用は地方の役割。
 - ・文化財の保全は国、それを生かしたまりづくりは地方の責務。
 - ・国と地方の関係については、文化行政の受け皿のあり方を含めて検討が必要。
 - ・国と地方において、国指定文化財、地方指定文化財の直接のつながりはなく、 関係が切れてしまっている。
 - ・中央と地方の格差のみならず、地方間の格差についても配慮したバランスの 取れた施策を取ることが必要。
 - ・地域と芸術家等を結びつける地域におけるアートマネジメントのリーダーが 地域づくりの成功の鍵で、文化財を生かした地域づくりを進める上でも、この ような活動の核となる人が重要になる。また、そのような人の支援も必要。(再

撂)

○地方の役割等

・地方公共団体では教育委員会の社会教育課が所管することが多いが、文化財 行政は、社会教育としての側面だけでなく、観光・ビジネスなどの幅広い視点 で考えることができる部門を作ることが必要。

○新しい公共の役割等

- ・新しい公共に、民間資金が取り込めるような仕組みを作ることができないか。
- ・NPOの支援も重点的に進めることが必要。
- ・NPOに対し、将来的な自立まで視野に入れた支援や産業として自立できるような支援を行うことができないか。
- ・NPOなどがミシュランのように独自に文化財を権威付けすることも有効。
- ・市民参加やNPO等が自発的に登録できるようになれば裾野が広がり、文化 財に対する理解に繋がるのではないか。(再掲)
- ・民間の資金や活力を導入しやすい制度ができないか検討が必要。(再掲)